

期間業務職員の募集について

内閣府食品安全委員会事務局では、期間業務職員の募集を行います。

1. 採用予定官職

期間業務職員（食品安全委員会事務局）

※非正規雇用

2. 業務内容

食品安全委員会事務局では主に以下のような業務を行っています。

- (1) 食品健康影響評価の実施
- (2) 食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策についての勧告
- (3) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視、勧告
- (4) 食品の安全性の確保のために講ずべき施策に関する重要事項の調査審議、関係行政機関の長への意見
- (5) リスクコミュニケーションの実施

3. 職務内容

(1) 一般事務

（具体的には、PCを使った資料作成・管理・発送、電話・来客対応、会議の運営・進行補助、旅費・謝金の支払い業務等、その他常勤職員の補助事務的な業務を担当していただきます。）

※組織の業務の都合又は本人の適性により、任期の途中で職務内容を変更する場合があります。

4. 募集人数

1名

5. 募集対象

以下の条件に該当する方

- (1) 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方
- (2) 基礎的なパソコン操作が可能な方（Word、Excel、PowerPoint、Outlook等）
- (3) 協調性があり、積極的に業務に取り組む意欲がある方

なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

○日本国籍を有しない者

○国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者

○平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 採用予定日、雇用期間

(1) 採用予定日

令和7年4月1日（予定）

(2) 雇用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

（採用後、1ヶ月間は条件付採用期間となります。）

※ 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、雇用期間満了後に再採用されることもあります。

7. 給与

内閣府の内規に基づき支給されます。

(1) 日額 10,490円～13,330円（職務経歴による）

※ 上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合がありますので、御承知置きください。

(2) 支払日

原則毎月16日（給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給）

(3) 諸手当

・通勤手当

給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券にあっては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可

・住居手当

支給要件を満たす場合、毎月の家賃額に応じて月額28,000円以内

(4) 超過勤務手当

実績に応じて超過勤務手当が支給されます。

(5) 賞与

一定の条件を満たした場合、賞与が支給されます。

（年2回（6月及び12月））

8. 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

9. 加入保険等

雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険に加入。

※ 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

※ 再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度（長期給付）への加入に切り替わります。

- (1) 提出書類
- ・履歴書（市販のもので可、写真を添付してください。）
 - ・職務経歴書（過去どのような業務をしていたのかわかるもの、様式任意）
- (2) 提出方法
- 郵送（封筒表面に「令和7年度期間業務職員応募書類在中」と朱書のこと。）
- (3) 提出先
- 〒107-6122 東京都港区赤坂5-2-20赤坂パークビル22F
内閣府食品安全委員会事務局総務課庶務係
- (4) 提出締切り
- 令和7年3月4日（火）必着（※持込み不可）**
- ※選考は、応募書類が到着し次第順次行い、採用内定者が決定し次第、締切りとさせていただきます。

14. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

※書類審査（1次選考）の上、面接（2次選考）を行うこととなった方のみ
2次選考の日時、場所等をご連絡させていただきます。

※応募書類は、返却いたしませんのでご了承ください（責任放棄いたします）。

※採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしています
ので、カードの取得手続きをあらかじめしていただくこととなります。

※採否に関する個別のお問い合わせには応じません。

15. 問合せ先

内閣府食品安全委員会事務局 総務課庶務係 大成

電話 03-6234-1078